

1 平成 31 年度に向けた主な組織案の概要

1 文化財の保護・活用を強力に推進するための体制の整備

○教育委員会から知事部局（地域振興部）に文化財課、埋蔵文化財センター及びむきぼんだ史跡公園を移管して、文化財の保護・活用の推進強化を図るとともに、文化振興施策を総括する文化振興監の所掌範囲に文化財行政を加え、文化振興を一元的に展開する。

2 外国人材対応の体制の強化

○外国人に対する行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で一元的に行う「外国人総合相談センター（仮称）」を設置するとともに、商工労働部雇用人材局雇用政策課に「外国人材受入れ・共生相談窓口」担当参事を新たに配置する。

3 「第 30 回全国『みどりの愛護』のつどい」推進体制の強化

○「第 30 回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催（平成 31 年春）に向け、生活環境部緑豊かな自然課に「みどりの愛護のつどい推進室」を設置し実施本部事務局体制を拡充するとともに、各部局が連携し行事を成功に導くため、県の推進体制に事務総長を設置し、取組を強化する。

4 業務執行の更なる適正化に向けた体制の強化

○県庁組織において、法令等を遵守しつつ、業務執行の更なる適正化を図るため、総務部行財政改革局人事企画課に「組織・業務適正化担当」を設置するとともに、関係課の体制を整備する。

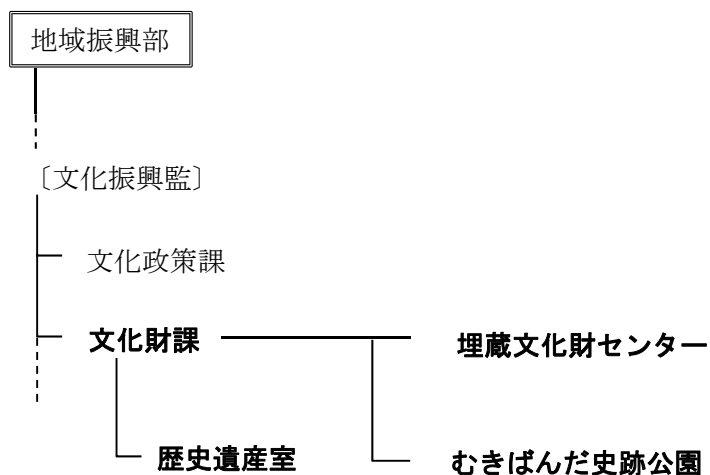
5 中部地震の生活復興支援

○中部総合事務所地域振興局中部振興課に「復興支援・企画調整担当」を設置し、中部市町と連携した生活復興支援、県民等からの相談に対応する。

詳細版

1 文化財の保護・活用を強力に推進するための体制の整備

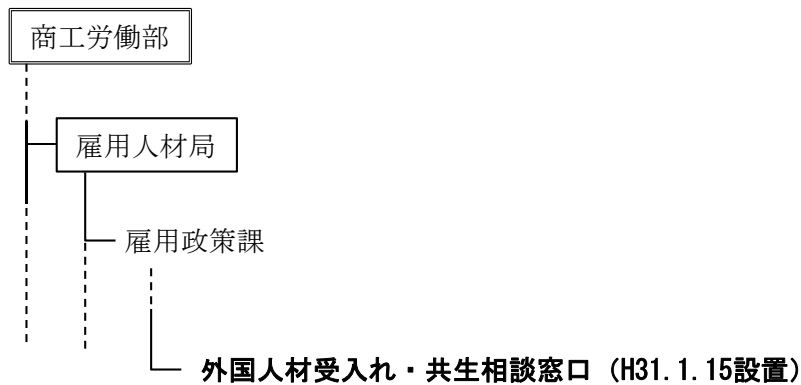
○教育委員会から知事部局（地域振興部）に文化財課、埋蔵文化財センター及びむきばんだ史跡公園を移管して、文化財の保護・活用の推進強化を図るとともに、文化振興施策を総括する文化振興監の所掌範囲に文化財行政を加え、文化振興を一元的に展開する。



※文化財課・埋蔵文化財センターの職員は観光交流局観光戦略課・教育委員会事務局小中学校課を兼務（観光振興施策・学校教育との連携）

2 外国人材対応の体制の強化

○外国人に対する行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で一元的に行う「外国人総合相談センター（仮称）」を設置するとともに、商工労働部雇用人材局雇用政策課に「外国人材受入れ・共生相談窓口」担当参事を新たに配置する。



※担当参事を新たに配置

「外国人総合相談センター（仮称）」の組織概要

センター長（県国際交流財団事務局長：県派遣職員）

[本所]

【新】総括マネージャー（県派遣職員） — 国際交流コーディネーター(3)
(英語・中国語・【新】ベトナム語)

[倉吉支所]

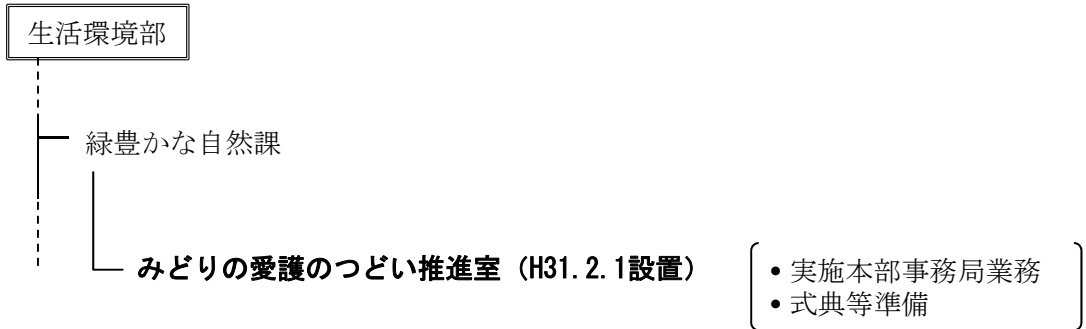
マネージャー（中部総合事務所地域振興局副局長兼務） — 国際交流コーディネーター(2)
(中国語・ベトナム語)

[米子支所]

【新】マネージャー（生活環境部くらしの安心局消費生活センター所長兼務） — 国際交流コーディネーター(2)
(中国語・【新】ベトナム語)

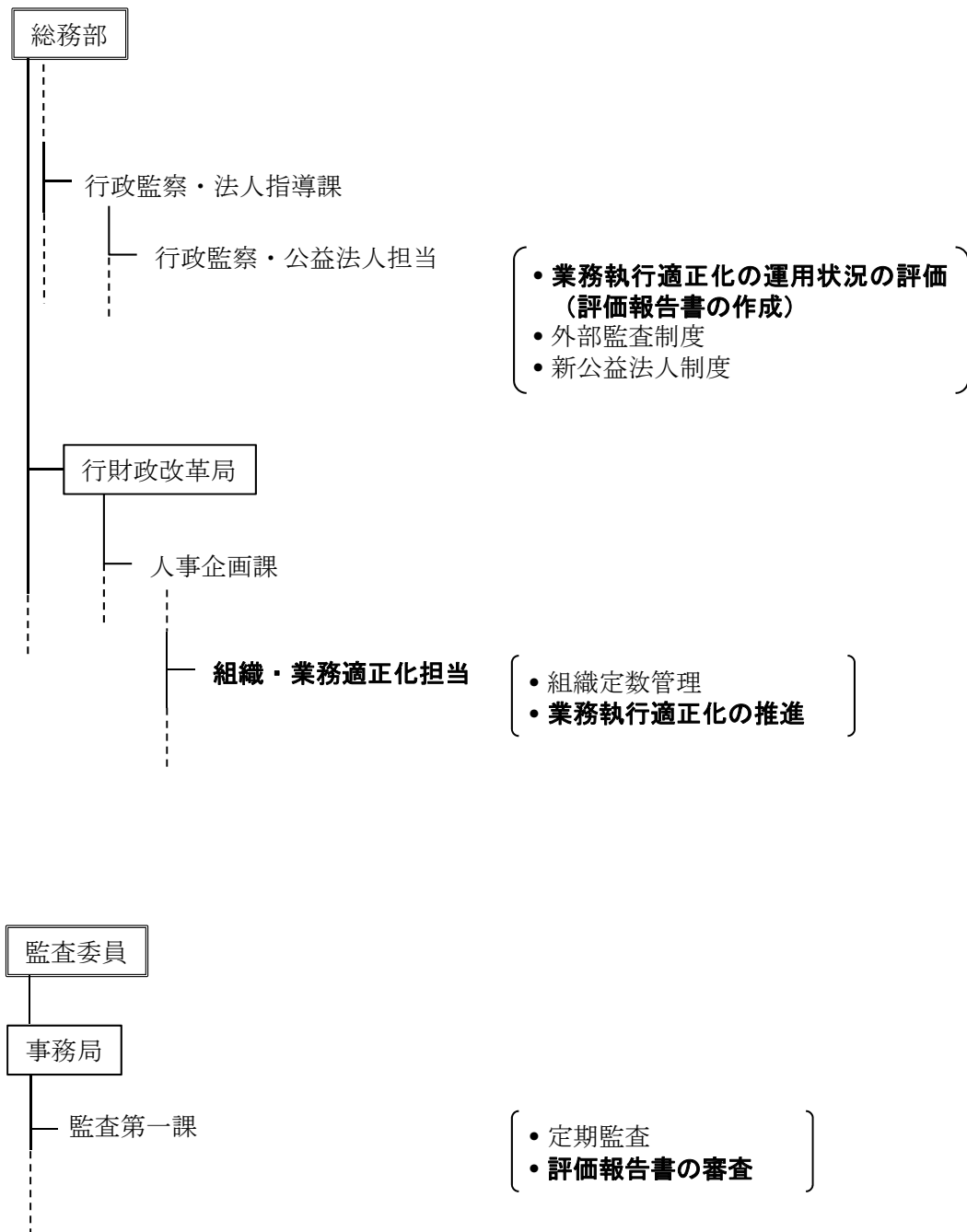
3 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」推進体制の強化

- 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催（平成31年春）に向け、生活環境部緑豊かな自然課に「みどりの愛護のつどい推進室」を設置し実施本部事務局体制を拡充するとともに、各部局が連携し行事を成功に導くため、県の推進体制に事務総長を設置し、取組を強化する。



4 業務執行の更なる適正化に向けた体制の強化

○県庁組織において、法令等を遵守しつつ、業務執行の更なる適正化を図るため、総務部行財政改革局人事企画課に「組織・業務適正化担当」を設置するとともに、関係課の体制を整備する。



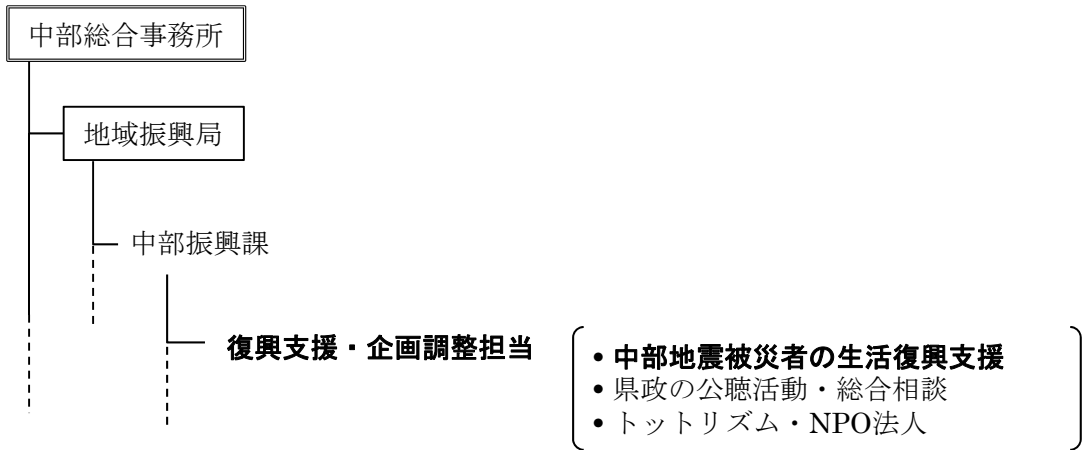
5 中部地震の生活復興支援

○中部総合事務所地域振興局中部振興課に「復興支援・企画調整担当」を設置し、中部市町と連携した生活復興支援、県民等からの相談に対応する。

中部地震復興本部事務局

⇒ 廃止

※併せて生活環境部中部地震住宅支援本部も廃止



※中部総合事務所生活環境局建築住宅課の職員が中部振興課を兼務